

諮問番号：諮問第 220 号

答申番号：答申第 220 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県田川保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 今回、審査請求人は、不正受給を企み、悪事を計画し、犯行に至ったわけではなく、初めての受給経過において、生活保護受給者としてやり方を熟知していないことと相まって、ケースワーカーが受給中に 3 人も次々と入れ替わり、審査請求人の受給経過を認知せずに黙認したことが結果的にこのような不当な処分となってしまう。審査請求人は法第 78 条に記載されている犯罪者ではない。処分取消しの裁決をお願いしたい。
- (2) 「処分庁のケースワーカーは、「保護のしおり」を用いて、生活保護における権利と義務を審査請求人に説明し」との処分庁の主張は事実と異なる。来宅した男女 2 名のケースワーカーは、名前も告げず、「保護のしおり」を提示しながらもなんらそれについて説明もせずに読んでおくようにという指示だけで、記名押印を求めて帰った。
- (3) 審査請求人の各事業所での収入総額記載など、この際問題ではない。人たる者就労すれば、現金収入があるのは当然のことだからである。理由は、この文言「本件処分は審査請求人が申告の義務を怠ったことによるものであり…」である。義務を怠ったのではなくて、義務の内容を具体的に審査請求人に明示しなかったからである。責任の発端は、処分庁の職務上のミスと怠慢である。幾度も交代したケースワ

ーカーが、審査請求人に生活保護制度の概念のみならず、その申告の具体的なやり方を明らかにしなかったが故に今回の事件は発生したのである。処分庁の各ケースワーカー達の保護受給者への配慮ミスが今回の事件の根底にあり誘因である。

- (4) 課税調査という名目で行われた各種福岡県下の日本語学校の給与明細の開示は極度の個人情報に関するものであり、本来極秘事項である。個人情報保護法に抵触するものであり極めて遺憾なものであり名誉を甚だ害するものである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人の就労収入の未申告を理由として行われたものであるため、本件における法第78条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

(1) 法第78条の適用について

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされており(法第61条)、また、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を収入額として認定することとしている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(1)のアの(ア))。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており(法第78条第1項)、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」について、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべ

きであるとされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知Ⅳの4の(1)・(2)のウ）。

本件において、平成31年4月11日付け「生活保護における収入の申告等について（確認）」には、法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること、不実の申告があった場合は法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること等の記載があり、同書類には審査請求人の記名押印がある。

また、令和元年5月10日に審査請求人は福岡県田川保健福祉事務所に電話し、2、3か月後に就労予定であり、担当ケースワーカーに早く面接に来てほしい旨を伝えている。

さらに、福岡県田川保健福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、令和元年10月30日に、働いた収入があればその都度申告すること及び無申告であれば法第78条の返還義務が出てくると注意し、同年11月18日に平成31年4月から令和元年9月までの大学や日本語学校の講師料について同年12月までに収入申告書を提出するよう指示しており、審査請求人は処分庁に対し同年11月27日に収入申告書を提出している。

そして、審査請求人は令和元年11月27日から令和2年7月6日にかけて、処分庁に対し収入状況申告書を提出しているが、処分庁は、令和2年度の課税調査において株式会社A及び株式会社Bにおける審査請求人の未申告の就労収入が判明したことから事業所調査を行い、株式会社Aの令和元年7月分及び株式会社Bの同年9月分の就労収入が未申告であることを確認している。加えて、処分庁は株式会社Cに調査を行い、令和2年3月分就労収入が未申告であることを確認している。

したがって、審査請求人は、就労収入について処分庁に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入申告の届出を故意に怠り、課税調査によって収入申告に虚偽があると判明したものと認められる。そうであれば、処分庁が、審査請求人に対し、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものとして、法第78条に基づき費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分における費用徴収額の算定について

法第78条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・

援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13 の 22)。また、同条は、不正に得た保護費に相当する額の全部又は一部を徴収する趣旨のものであるとされている。

本件において、処分庁から審査請求人に対し、令和元年 5 月から令和 2 年 7 月まで支給した保護費は、生活扶助費 144,862 円及び医療扶助費 142,680 円の合計 287,542 円であり、令和元年 5 月から令和 2 年 7 月までの審査請求人の未申告の就労収入の金額は、287,542 円以上であることが認められる。

したがって、審査請求人の不正受給額は未申告の就労収入のうち、処分庁が支給した保護費となるため、本件処分において、費用徴収額を 287,542 円とすることについて、違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、課税調査という名目で行われた各種福岡県下の日本語学校の給与明細の開示は極度の個人情報に関するものであり、本来極秘事項である。個人情報保護法に抵触するものであり極めて遺憾なものであり名誉を甚だ害するものであると主張している。

処分庁は審査請求人の令和 2 年度の課税調査によって、審査請求人の未申告の就労収入を確認し、審査請求人の勤務先に対し給与の支給額等について調査し、調査結果を元に、本件処分を行っている。

このことについて、法第 29 条第 1 項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる旨を定めている。

また、同項第 1 号は、対象者として要保護者又は被保護者であった者を挙げており、報告を求めることができる事項として、氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項を挙げています。

したがって、処分庁が行った、審査請求人の課税調査及び勤務先に対する給与の支給額等の調査は、保護の決定や実施等のために必要があるものと認められるので、当該調査が行われたことをもって、本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 8 月 10 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 9 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。また、法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している。

福岡県田川保健福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、働いた収入があればその都度申告すべきことや、大学や日本語学校の講師料について収入申告書を提出すべきことを指示しており、これに対して審査請求人は、処分庁に対し収入申告書を提出しているが、処分庁は、事後の課税調査により、審査請求人について未申告の就労収入があることを確認している。

したがって、審査請求人は、就労収入について処分庁に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入申告書の届出を故意に怠り、処分庁による事後の課税調査によって収入申告に虚偽があると判明したものと認められる。そうすると、処分庁が、審査請求人は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものであるとして、審査請求人に対し、法第 78 条に基づき費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

また、法第 78 条に基づく徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問 13 の 22）。

本件において、処分庁が審査請求人に対し、令和元年 5 月から令和 2 年 7 月までに支給した保護費の合計は 287,542 円であり、同期間における審査請求人の未申告の就労収

入の金額は 287,542 円以上であることが認められる。

よって、処分庁が審査請求人に対して支給した保護費の合計 287,542 円全額相当額を不正受給額であると判断し、これを法第 78 条に基づく費用徴収額としたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、課税調査という名目で行われた各種福岡県下の日本語学校の給与明細に関する情報の開示について、当該情報は極度の個人情報に関するものであり、本来極秘事項である。したがってその開示は、個人情報保護法に抵触するものであり極めて遺憾なものであり名誉を甚だ害するものである、と主張している。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 50 条の規定による改正前）第 23 条第 1 項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされているところ、法令に基づく提供はこの例外とされている。福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）（福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年福岡県条例第 43 号）附則第 2 条の規定による廃止前）第 5 条では、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供してはならない旨規定されているところ、法令に基づく場合はこの例外とされている。このため、法第 29 条第 1 項に基づく調査において、事業者が処分庁に対し当該個人情報を提供すること及び処分庁が当該個人情報を利用することは、個人情報の保護に関する法令及び条例に抵触するものとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会
委員 岡本 博志
委員 牛島 加代
委員 小山 雅千子